

まちのできごと

大豊町公式facebookにも、町のできごとが掲載されていますので、ご覧ください。

大豊町消防団出初め式

1月20日、大杉農村広場で大豊町消防団出初め式が行われ、消防団員が一堂に会して防火・防災への誓いを新たにしました。

式では衆名団長から、「我々消防団には住民の安全確保のため、熱い期待と信頼を寄せられているところでありますが、過疎・高齢化の驚異的な進展による集落形態の変化、加えて独居高齢者の増加等、その対応に堅実さと柔軟さが求められる時代となりました。団員の皆さんは消防団に課せられた使命を深く認識され、一致協力、団結を強固にし、規律を保持して、予測しがたい各種災害に対し、日頃からの適切な対応をお願いするところであります。」との訓示がありました。

なお、昨年の町内での火災発生件数は3件でした。



第22回全国高等学校剣道選抜大会出場



3月27、28日に愛知県で開催される「第22回全国高等学校剣道選抜大会」に、高知高校2年生の三谷桃加さんと松本結里さんが出場します。がんばってください!

自宅や職場から申告できます e-Tax

e-Taxとは、自宅や職場などからインターネットで申告・納税等ができる電子システムです。

今回岩崎町長が模擬体験をし「画面に出たとおりに入力するだけで簡単ですね」とのことでした。

ぜひ皆さんも利用されてみてはいかがでしょうか。



大スギさん、ただいま治療中

現在、杉の大スギ再生工事を行っています。

平成21年に木の状態を調査したところ、北杉の根元、さらに南杉の根元から南北両杉の分岐部根元まで損傷が進み、北杉は倒状の懸念も生じてきたため対処することとなりました。

北杉の倒状を予防するためワイヤーを増設したり、樹幹の腐朽の進行を抑え幹材の劣化を防ぎ補強するための修復をしたり、発根を促し樹勢回復を図るため土壌改良を行います。

現在、大スギには作業のため高さ約35mの足場が組まれています。

1月30日に、工事施工業者の方と日本樹木医会高知県支部の樹木医さん、教委文化財担当者が治療箇所の確認に行くということで、特別に私も取材で大スギに登らせてもらいました。

あまりにも高く、てっぺんまでは登れませんが、少しだけ大スギさん目線で景色を見る貴重な経験ができました。



年度変わりの時期は、転入・転出・就職・退職などにより国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。

加入・脱退などの手続きは、14日以内に必ず届け出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめるとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑(加入する方が60～64歳の場合、年金証書もお持ちください)
	職場の健康保険の被扶養者からはすれたとき	
	任意継続が切れたとき	母子手帳、印鑑、世帯主の通帳
	子どもが産まれたとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	国保被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保被保険者証、新しくできた職場の健康保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保被保険者証、印鑑
	死亡したとき	国保被保険者証、印鑑
その他	生活保護が廃止されたとき	国保被保険者証、生活保護決定通知書、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、国保被保険者証、印鑑
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	国保被保険者証、印鑑
	保険証をなくした(汚れや破損で使えなくなった)とき	身分を証明するもの(運転免許証など)、印鑑
	修学のため子どもが他市町村へ転出するとき	在学証明書、国保被保険者証、印鑑

にも届け出てください。

その間に国保の保険証で医療機関を受診している場合は、至急、健康保険が変更したことを医療機関

から、健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。

■医療機関にも保険変更の届け出を

職場の健康保険等に加入した後、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。

また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうこととなります。

■脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などに加入した後、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。

また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうこととなります。

■加入の手続きが14日以内になれない場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担となります。また、国保税は、届け出をした月からではなく、国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

医療費の一部負担金の減免等について

国民健康保険の被保険者の方が次のような理由により、医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金(自己負担額)について、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

《減免等の要件》

①震災、風水害、火災などにより資産に重大な損害を受けたとき

②災害による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少したとき

③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

《適用期間》

審査の結果、認められた場合、徴収猶予は6か月以内を限度として適用することができます。

減免等は1か月単位の更新制で原則3か月を限度として適用することができます。

このページの問い合わせ先

住民課保険窓口 班国係

国民健康保険高齢受給者証

有効期限 記号番号

氏名 生年月日 資格取得年月日 交付年月日 世帯主名 住所

大豊町



このページの問い合わせ先

住民課保険窓口 班国係

- 新年度の保険証は、一般被保険者が茶色、退職被保険者が黄色です。3月下旬に世帯全員の分を世帯主に送付します。
- 70～74歳の被保険者で、高齢受給者証(ピンク色)の負担割合が2割(平成25年3月31日まで1割)の方は、当面の間、経過措置の1割が据え置かれることになりました。有効期限の平成25年7月31日まで1割の負担となるよう高齢受給者証を再交付し、保険証と一緒に3月下旬に送付します。